

令和5年度 定期総会の案内

令和5年度の定期総会を開催いたします。コロナ禍により中断しておりましたが、昨今の状況から、感染対策を実施して、3年ぶりの実開催となります。

令和5年4月23日(日) 午後2時～ 北野連合会館(北野まちづくりセンター)

定期総会終了後、運営細則第12条に基づき、北野町内会内部表彰をおこないます。

出欠票を配布しますので、所定の日まで、班長にとどけてください。

パートナーシップ排雪の実施

昨年度は大雪に見舞われましたが
今年度は比較的平年レベルの降雪
となり、パートナーシップ排雪も順調
に終わることができました。
皆様のご協力に感謝いたします。



町内会活動の報告

1月	1/22	第5回部長会	役員選考委員選任・次年度役員選出(投票)
2月	2/5	役員選考委員会	次期 会長・副会長・監査委員の選出
	2/9-16	パートナーシップ排雪	
3月	3/5	第6回部長会	定期総会/45周年表彰・議案書検証
	3/19	第2回役員会	定期総会議案の承認・部長候補承認
		今後の日程	於;玉宝禅寺 1階 AM10時～
	3/26	会計監査	年度監査 議案書印刷(外注)
	3/31	町内会だより発行	



4月～5月事業実施予定

4月	4/ 2 日	役員会(書面確認)	議案書配布
	4/23 日	定期総会・45周年記念 表彰式	午後2時より、連合会館
	"	第1回 部長会	各班班長引継ぎ
	4/29 土	第2回部長会・副部長会	(各部の顔合わせ、および業務説明)
	4/30 日	第1回役員会(班長含む役員)	年間の日程等の説明および確認
5月	5/28 日	春季清掃・花植え	



新会員ご紹介 北野町内会へようこそ(1～3月)

1区4班	高橋 様	1区4班	合羽井 様	1区5班	丸一 様
5区4班	菱山 様	6区1班	カウボーイ北野店 様	(4/1)	



編集後記 次号発行5月31日 発行:総務部長 広田正春(851-5929)

(4) 特殊詐欺には気を付けて……



町内会だより

第93号
令和5年
3月31日

(題字揮毫 元町内会長 故・井田光一さん)

札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例

令和5年4月1日 施行

表題の条例が令和4年10月6日市議会で可決されました。町内会の意義、重要性を共有し、その活動を将来にわたって皆で一体となって支えていくことで、暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくための条例です。

令和2年、市と各町内会の「意見交換会」からはじまり、コロナ禍による中断もありましたが、幾度の意見交換会、連合町内会連絡協議会等、単位町内会、パブコメを経て令和4年9月に素案が公表され、同年条例案が可決し、今年4月の施行になりました。

※ 条例の概要は、次ページに市のホームページより条例を掲載しています。下記はこの条例と町内会に関連する支援策等について概略記載しました。

● 子どもを生み育てやすい環境づくり

- ◆ 出産・子育て応援推進 ◆ 子ども安心ネットワーク強化
- ◆ 保育施設等における安全対策・ICT化推進関連

● 学び、育ちの環境整備

- ◆ 保育所等整備関連 ◆ 学校施設整備関連 ◆ 児童会館整備

● 地域を支える町内会活動への支援

- ◆ 住民組織助成金の制度拡充(単位町内会:1世帯当たり130円を260円へ)
- ◆ 町内会加入促進に向けた支援の強化(町内会と不動産業者との相互理解連携)
- ◆ デジタル活用の促進(デジタル環境整備への補助)
- ◆ ボランティア活動の環境整備 ◆ 施設街路灯への助成
- ◆ ゴミステーション管理機材への助成拡充(50,000円から75,000円へ)
- ◆ 集団資源回収の奨励金拡充(1Kgあたり3円から4円へ)
- ◆ 広報誌の配布謝礼拡充(1部あたり13円から15円へ)
- ◆ パートナーシップ排雪の地域支払額の据え置き



ひろげよう
町内会活動!

● 健康・福祉の推進

- ◆ 救急医療の体制強化(当番病院支援強化、空き病床の見える化システム導入)
- ◆ 歯科口腔保険推進 ◆ 複合的福祉課題等を抱える市民への支援促進
- ◆ 各種施設のバリアフリー化

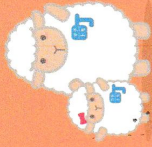
● 雪と共存した暮らし

- ◆ 降雪状況に応じた機動的な除排雪のための予算増額 ◆ 持続可能な雪対策
- (注:上記事項、内容については札幌市ホームページの掲載によります。詳細はHP参照ください。)

(1) アルミ缶・新聞雑誌・段ボール・ビン類は毎月第1日曜日の資源回収へ

札幌市未来へつながる町内会ささえあい条例

令和4年10月6日制定



前文

町内会は、札幌市内の各地域において、日常の交流を通じて、地域住民の福祉や防災・防犯、環境美化、冬季の除排雪など、多岐にわたって私たちの生活を支え、地域コミュニティの中核として、札幌市の発展に大きく寄与してきました。

しかし、少子高齢化や世帯構成の変化、共同住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、生活様式や個人の価値観の多様化などに伴い、町内会においては、加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの傾向があり、今後、地域の活力が低下していくことが危惧されています。

近年、超高齢社会の進展や共働き世帯の増加、自然災害の増加などに伴い、高齢者や子どもの日頃の見守り、非常時の助け合いなどの地域住民相互の支え合いが必要となる場面が増加しており、様々な地域の課題の解決や良好な生活環境の維持

のためには、町内会における親睦や交流により形成される地域住民同士の顔の見える関係が、ますます重要となっています。こうした背景を踏まえ、安全で安心な暮らしやすい地域コミュニティを将来にわたって維持していくためには、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、世代を超え、時代を超えてしっかりと共有していくことが必要です。

札幌市では、まちづくりに関する条例として、札幌市自治基本条例及び札幌市民まちづくり活動促進条例を定めていますが、これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域の町内会の活動を将来にわたって地域住民、事業者及び市が一体となつて支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、この条例を制定します。

目的

第1条 この条例は、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方、市の責務等を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

項を定めることにより、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

札幌市未来へつながる町内会ささえあい条例



に応じて、市、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と調整等を行うよう努めるものとする。

第6条 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会の維持及び活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

地域住民の役割

第5条 地域住民は、地域で安心して快適に暮らすために、自らも地域コミュニティを構成する一員であることを認識し、町内会の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

事業者の役割

第6条 事業者は、自らも地域コミュニティを構成する一員として、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

住宅の建築等を行う事業者等の役割

第7条 住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。以下「住宅の建築等」という。）を行う事業者は、住宅の建築等を行うに当たり、当該住宅に

動の更なる活性化を推進する視点に立つて、職務を遂行するものとする。

5 職員は、職務を通じて、町内会の活動に関わることでへの理解と関心を深めるよう努めるものとする。

加入促進等

第9条 市は、地域住民の町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うものとする。

負担軽減

第10条 市は、町内会の維持及び活動の活性化のため、町内会の負担を軽減するために必要な支援を行うものとする。

広報啓発

第11条 市は、町内会に対する地域住民及び事業者の理解及び関心を深めることに、町内会の活動への地域住民及び事業者の一層の参加及び協力を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を実施するものとする。

人材育成等

第12条 市は、町内会の維持及び活動の活性化を担う人材の育成及び確保に必要な施策を実施するものとする。

定めるところによる。
(1)町内会 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、本市の一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体をいう。

(2)町内会の連合体 複数の町内会により組織された連合町内会、町内会連合会等の団体をいう。

(3)地域コミュニティ 本市の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。

基本的な考え方

第3条 町内会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本的な考え方として行われるものとする。

(1)町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域コミュニティを構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。

(2)町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有するものであること。

(3)町内会の活動は、地域住民の交流に

よって、相互に協力しながら、自主的に行われるものであること。

(4)町内会の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

町内会等の地域に置ける役割

第4条 町内会は、地域的な共同活動を通じて、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

2 町内会は、その活動に対する地域住民の理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の積極的な提供、公開等により、開かれた運営に努めるものとする。

3 町内会は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会への加入を促すよう努めるものとする。

4 町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるものとする。

5 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する複数の町内会にまたがるまちづくり活動を円滑に進めるため、必要

意見交換会等

第13条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策定し、及び実施する際には、町内会及び町内会の連合体の意見を勘案することとし、必要に応じて、意見交換会、意向調査等を実施するものとする。

推進体制の整備

第14条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、関係部局間が連携して検討を行う体制を整備するものとする。

実施状況の公表

第15条 市長は、毎年度、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策の実施状況を公表するものとする。

財政上の措置

第16条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2)みんなの力で安心・安全な町を……………

……………(3)交通安全には万全の注意を